

兵庫県立御影高等学校生徒活動後援会会則

(名称)

第1条 本会は兵庫県立御影高等学校生徒活動後援会と称し、所在地を同校校内に置く。

住所 兵庫県神戸市東灘区御影石町4丁目1番1号

(目的)

第2条 本会は本校の生徒活動を経済的に援助し、その振興をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 近畿大会、全国大会、国際大会出場などの援助。
- (2) 課外活動などの援助。
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要な援助。

(会員)

第4条 会員は次のもので構成する。

- (1) P T A、清明会、松影会の各会員。
- (2) 上記以外のもので、本会の趣旨に賛同し寄付金を納入するもの。但し、1年毎の構成とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長・・・・・・P T A会長をもってあてる
- (2) 副会長・・・・・・清明会会長をもってあてる
- (3) 理事・・・・・・P T Aより2名を選出する
清明会より1名を選出する
- (4) 会計・・・・・・P T A事務職員をもってあてる
- (5) 監査・・・・・・P T Aより1名を選出する
P T A顧問をもってあてる
- (6) 顧問・・・・・・学校長・教頭・事務長をもってあてる

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理する。
- (3) 理事は会長または会員の諮問に応じ、合議のうえ会務を処理する。
- (4) 会計は本会の会計を担当する。
- (5) 監査は本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は役員会の相談に応じる。
- (7) 役員会は原則年2回、必要に応じては臨時役員会を開催する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年を原則とするが、再任は妨げない。欠員補充による役員任務は前任者の残留期間とする。

(会計)

第8条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第9条 本会の経費はPTA会員よりの2,400円の年会費と、清明会員、松影会員よりの1口1,000円以上の寄付金をもってあてる。一度納入された年会費はいかなる理由があっても返金しない。

(会則の改定・改正)

第10条 本会の会則の改定・改正は、役員会の承認を必要とする。

附則 この会則は、本会設立年月日の昭和56年3月16日より施行する。

平成21年4月 1日 改正

平成26年7月14日 改正

平成28年4月 1日 改正

平成29年4月 1日 改正

令和 元年7月12日 改正

令和 3年2月10日 改正